

【参考資料】

議案第74号 朝霞市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例

上下水道部上下水道総務課

1 改正趣旨

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（以下「整備政令」という。）及び生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省令の整理等に関する省令（以下「整備省令」という。）の公布に伴い、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格が改められたことから、朝霞市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正を行うもの。

2 概要

整備政令第2条及び整備省令第3条により、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格が改められたことから所要の改正を行う。

3 施行予定年月日

令和7年4月1日から施行する。

担当

上下水道部上下水道総務課経営係

電話 462-3411